

基 発 0319 第 8 号  
令和 6 年 3 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習等における技能講習の講師の条件の改正について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第77条の登録教習機関制度について、講師の条件は技能講習の区分ごとに法別表第20に示されており、また、その解釈については、「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平成16年3月19日付け基発第0319009号。以下「施行通達」という。）の記のⅠの1（8）③及び施行通達の別添8に示されており、これに基づき制度を運用しているところである。

これらの技能講習の区分のうち、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習等の講師に関して、講師の条件を満たすと考えられる者が認められたため、施行通達の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

## 記

### 1 施行通達の一部改正

施行通達別添8の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

### 2 改正の趣旨

施行通達の別添8中の特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習及び有機溶剤作業主任者技能講習の講習科目のうち、「作業環境の改善方法に関する知識」及び「保護具に関する知識」の項の「講師の条件」の欄第3号及び第4号の「同等以上の知識経験を有する者」には、以下に掲げる者が該当すること。

(1) 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は

国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者

- (2) 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者

## 【別紙】

「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平成 16 年 3 月 19 日付け基発第 0319009 号）

## 新旧対照表

改正後		改正前	
別添 8		別添 8	
技能講習の名称	講師の条件関係	技能講習の名称	講師の条件関係
(略)	(略)	(略)	(略)
22 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）	1・2 (略) 3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1)～(3) (略) <u>(4) 公益社団法人</u> <u>日本作業環境測定協会</u> <u>の認定オ</u> <u>キュペイシヨナル</u> <u>ハイジニスト</u> <u>又は国際オキュ</u> <u>ペイシヨナルハ</u> <u>イジニスト協会</u> <u>(IOHA) の国別</u> <u>認証を受けてい</u> <u>る海外のオキュ</u> <u>ペイシヨナルハ</u> <u>イジニスト若し</u> <u>くはインダスト</u>	22 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係） 1・2 (略) 3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1)～(3) (略) (新設)	

	<p style="text-align: center;"><u>リアルハイジニ ストの資格を有 する者</u></p> <p>(5) <u>公益社団法人 日本作業環境測 定協会の作業環 境測定インスト ラクターに認定 されている者</u></p> <p>4 表の「保護具に関す る知識」の項の「条件」 の欄第2号の「同等以 上の知識経験を有す る者」は、次に掲げる 者が該当すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>公益社団法人 日本作業環境測 定協会の認定オ キュペイショナ ルハイジニスト 又は国際オキュ ペイショナルハ イジニスト協会 (IOHA)の国別 認証を受けてい る海外のオキュ ペイショナルハ イジニスト若し くはインダスト リアルハイジニ ストの資格を有 する者</u></p>		<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>4 表の「保護具に関す る知識」の項の「条件」 の欄第2号の「同等以 上の知識経験を有す る者」は、次に掲げる 者が該当すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
--	--	--	---

	<p>(5) <u>公益社団法人</u> <u>日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者</u></p>		(新設)
23 鉛作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）	<p>1・2 (略)</p> <p>3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>公益社団法人</u> <u>日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト</u> <u>又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会</u> <u>(IOHA)の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者</u></p> <p>(5) <u>公益社団法人</u></p>	23 鉛作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）	<p>1・2 (略)</p> <p>3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

	<p style="text-align: center;"><u>日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者</u></p> <p>4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会 (IOHA) の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者</u></p> <p>(5) <u>公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インスト</u></p>		<p>4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--	--	--

	<u>ラクターに認定 されている者</u>		
24 有機溶剤 作業主任者 技能講習 (安衛法別 表第20第11 号関係)	<p>1・2 (略)</p> <p>3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 公益社団法人</u> <u>日本作業環境測定協会の認定オ</u> <u>キュペイシヨナル</u> <u>ハイジニスト</u> <u>又は国際オキュ</u> <u>ペイシヨナルハ</u> <u>イジニスト協会</u> <u>(IOHA)の国別</u> <u>認証を受けてい</u> <u>る海外のオキュ</u> <u>ペイシヨナルハ</u> <u>イジニスト若し</u> <u>くはインダスト</u> <u>リアルハイジニ</u> <u>ストの資格を有</u> <u>する者</u></p> <p><u>(5) 公益社団法人</u> <u>日本作業環境測</u> <u>定協会の作業環</u> <u>境測定インスト</u> <u>ラクターに認定</u></p>	24 有機溶剤 作業主任者 技能講習 (安衛法別 表第20第11 号関係)	<p>1・2 (略)</p> <p>3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

	<p style="text-align: center;"><u>されている者</u></p> <p>4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 公益社団法人</u>  <u>日本作業環境測定協会の認定オ</u>  <u>キュペイシヨナ</u>  <u>ルハイジニスト</u>  <u>又は国際オキュ</u>  <u>ペイシヨナルハ</u>  <u>イジニスト協会</u>  <u>(IOHA)の国別</u>  <u>認証を受けてい</u>  <u>る海外のオキュ</u>  <u>ペイシヨナルハ</u>  <u>イジニスト若し</u>  <u>くはインダスト</u>  <u>リアルハイジニ</u>  <u>ストの資格を有</u>  <u>する者</u></p> <p><u>(5) 公益社団法人</u>  <u>日本作業環境測</u>  <u>定協会の作業環</u>  <u>境測定インスト</u>  <u>ラクターに認定</u>  <u>されている者</u></p>		<p>4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---	--	--



沖勞発基 0327 第 3 号  
令和 6 年 3 月 27 日

別記の団体及び法人の長 殿

沖縄労働局長  
(公印省略)

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習等における  
技能講習の講師の条件の改正について

平素より労働行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く  
御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講  
習等における技能講習の講師に関して、講師の条件を満たすと考えられる者が  
認められたため別添のとおり通達が改正となりました。

貴団体及び法人におかれましては、会員事業場等に対し、その周知を図ってい  
ただきますとともに、各事業場におかれましても周知いただきますよう特段の  
ご配慮をお願いいたします。

○別添 令和 6 年 3 月 19 日付け基発 0319 第 8 号「特定化学物質及び四アル  
キル鉛等作業主任者技能講習等における技能講習の講師の条件の改  
正について」

(担当) 沖縄労働局 労働基準部 健康安全課  
労働衛生専門官 大村  
電話 098-868-4402

## 別記

一般社団法人沖縄県労働基準協会

建設業労働災害防止協会 沖縄県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 沖縄総支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 沖縄県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 沖縄県支部

一般社団法人日本クレーン協会 沖縄県支部

一般社団法人日本クレーン協会 沖縄検査事務所

一般社団法人日本ボイラ協会 沖縄支部

一般社団法人日本ボイラ協会 沖縄検査事務所

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 沖縄支部

一般財団法人沖縄県環境科学センター

株式会社沖縄環境分析センター

株式会社沖縄環境保全研究所

株式会社南西環境研究所